

本案件は、8月24日公示の22a00445 セネガル国セネガル南東部及びカザマンスにおける稲作強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）の再公示となります。

公 示 日：2022年9月21日（水）

調達管理番号：22a00445

国 名：セネガル

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名：セネガル国セネガル南東部及びカザマンスにおける稲作強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：評価分析
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2022年10月下旬から2023年1月下旬
- （2）業務人月：現地 0.76、国内 0.50、合計 1.26
- （3）業務日数：準備期間 5日、現地業務期間 23日、整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1部
- （2）見積書提出部数：1部
- （3）提出期限：2022年10月5日（水）（12時まで）
- （4）提出方法：電子データのみ

◇ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年10月19日（水）までに個別通知  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	セネガル／全途上国
語学の種類	英語（フランス語ができればのぞましい）

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
 

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：
 

黄熱病。黄熱病予防接種は当国の入国条件になっていますので、事前に接種をしてイエローカードを持参して入国してください。

## 6. 業務の背景

セネガルにおける農業セクターは、GDP の約 15%（世銀、2019）を占め、全労働者のうち約 29%が従事する（世銀、2020 年）、重要な産業の一つである。2035 年までに新興国入りすることを目標として掲げた「セネガル新興計画（PSE）」の中でも、農業セクターは「経済構造の変革、成長」の動力として位置づけられ、その役割が期待されている。また、セネガルは西アフリカ地域の中でも有数のコメ消費国であり、コメの増産は農業セクターにおいて重要な課題の一つとなっている。そのためセネガル政府は「セネガル農業推進加速プログラム（PRACAS : 2011-2017）」を立ち上げ、国産米（粳）の生産量を 41 万トン（2011 年、FAO）から 101 万トン（2017 年、FAO）に増加させるなど、同国の稲作振興に力を入れてきた。一方で、国産米の供給量は国内需要量の伸びに追いついておらず、国内の年間コメ（粳）生産量が約 116 万トン（2019 年、FAO）であるのに対し、年間コメ輸入量は約 133 万トン（2019 年 FAO）に上っている。このような輸入偏重は国際収支の不安定化という経済面だけでなく、同国の食料安全保障にも影響を与えており、2008 年の世界食料価格危機の際には、輸入米価格の高騰からデモ等が発生し、政治不安に発展した。このため、同国の稲作振興及びコメ自給の達成は、経済及び食料安全保障の両観点から重要な課題となっている。

これまでセネガルでは、特に北部セネガル川流域地域における灌漑稲作が盛んであったが、同地域における単収増加だけでは現在のコメ需要量増加に対応することが難しい。そのため、セネガル政府は「国家コメ開発戦略（NRDS）」（2008-2018 年）の中で、同国稲作振興のためには、従来灌漑稲作が盛んであった北部セネガル川流域地域だけでなく、天水稲作が盛んである南部・南東部・中央部地域（ジガンシヨール州、セジュー州、コルダ州、タンバクンダ州、ケドゥグ州、ファティック州、カオラック州）におけるコメ生産量の増加が必要であるとしている。「南東部・カザマンス地域稲作を中心とした農業・栄養に係る情報収集・確認調査」（2020-2021 年）のファイナルレポートにおいても、同地域の粳生産量は同国全体の粳生産量の過半数を占めているものの、単位収量は同国全土の平均と比べると低いことが指摘されている。これは同地域における単位収量の向上が同国のコメ生産量増加に大きく貢献しうることを示している。また、同地域で広く行われている天水稲作は一般的に灌漑稲作と比べると収量が低いため、灌漑施設をはじめとする生産基盤整備や生産技術普及等が、同地域の稲作振興のためには不可欠であることが指摘されている。

係る状況下、セネガル政府は「セネガル南東部及びカザマンスにおける稲作強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を日本政府に要請した。本プロジェクトはセネガル南東部地域およびカザマンス地域において、生産基盤整備や技術指導をはじめとする天水及び灌漑稲作の協力を行うことにより、同国の稲作

振興及びコメ自給達成に貢献するものである。

本プロジェクトは二段階方式で実施され、2022年1月より第一段階目の計画フェーズが展開中である。今回実施する詳細計画策定調査は、計画フェーズの活動内容を基に、同フェーズに従事する専門家らと共に関連情報を収集・分析した上で、調査団員として派遣されるJICA職員らとともに本プロジェクトに係る協力枠組み、実施体制、成果と活動を整理する。整理内容を踏まえてプロジェクト内容を先方実施機関と確認・協議し、協議議事録(M/M)で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、本プロジェクトの計画フェーズの業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、プロジェクト内容を確認・協議し、合意文書署名・交換を行うとともに事前評価を実施する。また、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2022年11月上旬）

- ① 関連報告書等の資料・情報の収集・分析を通して、要請背景・内容及び案件概要・計画フェーズの活動内容を把握する。
- ② セネガル側関係機関や他ドナー（AfDB、FAO、WFP等）に対する追加確認事項に関する質問票（案）（英文）を作成する。計画フェーズのプロジェクト関係者から提供される情報を整理・分析し、調査項目に重複が無いよう検討する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ 評価6基準の観点から、プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）、PO（Plan of Operations）の改定案及び、事業事前評価表の案を検討する。本協力は二段階方式による実施のため、第一段階目の計画フェーズ開始前にPDM、POを作成し、セネガル側と合意をしている。このため、PDMおよびPOを検討する際は、この計画フェーズのものをベースに見直し案を検討すること。
- ④ 現地協議用資料などの作成に協力する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

- (2) 現地業務期間（2022年11月12日～2022年12月4日）
- ① JICAセネガル事務所、セネガル側関係機関等との打合せに参加する。
  - ② セネガル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順、評価手法等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
  - ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下を想定する。
    - ア) 政策・制度の変化
    - イ) 関連各組織に関する以下の情報のアップデート及び分析
      - (a) 所掌業務、組織体制
      - (b) 人員体制
      - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
      - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - ④ 関連分野における開発動向（他ドナーの関連事業や援助動向を含む）の進捗状況と、将来的な見通しの整理を行う。
  - ⑤ 収集情報および協議結果を基に、他の調査団員および実施中プロジェクト専門家らと協力してプロジェクト概要（協力の範囲、活動内容、投入規模、実施工程等）および、セネガル側の関係機関におけるプロジェクト運営体制を検討・提案する。
  - ⑥ 改訂版 PDM（案）、PO（案）、改訂版 R/D（Record of Discussions）案、協議議事録（M/M）（英文・仏文）の作成に協力する。
  - ⑦ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M: Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
  - ⑧ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
  - ⑨ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
  - ⑩ 調査に際して、コメの生産プロセスの各作業段階における男女の役割分担や関わり方の違いなどを把握・分析し、男女別のニーズ・課題の有無を把握する。ニーズや課題が明らかになった場合、それらに対応する取り組

---

<sup>1</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

みをPDMに反映させる。具体的な PDM 反映に際してのステップは以下の通り。

#### PDM への反映に際してのステップ

1. プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を定・設定する。
  2. ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
  3. ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。
- ⑪ 調査に際して、現地の栄養状況に関する情報収集を行い、分析する。稲作を対象とする本プロジェクトにおいてどのような介入の可能性があるかについて、計画フェーズの活動結果も踏まえて検討し、ニーズや課題が明らかになった場合、それらに対応する取り組みをPDMに反映させる。
- ⑫ 気候変動対策支援ツール（適応策）  
( [https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html) )  
pp. 1 ~39 の「気候リスク評価の実施」及び pp. 42~44 の「農業分野の気候リスクの概要・考え方」等を参照の上、可能な範囲で、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本事業が適応策として十分か検討の上、必要であれば追加的な適応オプションを検討する。
- ⑬ 担当分野に係る調査結果をJICAセネガル事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2022年12月上旬～2023年1月中旬）
- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
  - ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
  - ③ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### (1) 業務完了報告書

2023年1月11日までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）

- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ③ 面談・協議議事録

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、以下を標準とします。
  - ① 日本⇒ドバイ⇒ダカール⇒ドバイ⇒日本、
  - ② 日本⇒パリ⇒ダカール⇒パリ⇒日本
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地業務期間は 2022 年 11 月 12 日～2022 年 12 月 4 日を予定しています。  
本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。なお、現時点でセネガル入国時の隔離期間は不要です。
  - ② 現地での業務体制  
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
    - ア) 総括（JICA）
    - イ) 協力企画（JICA）
    - ウ) 灌漑技術団員（JICA）
    - エ) 評価分析（本コンサルタント）
  - ③ 便宜供与内容  
JICA セネガル事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以

下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：必要に応じて、英語⇄フランス語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配布しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。なお、配付資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出もしくは失注後に速やかに破棄してください。受領とともに同意いただいたものとしします。
  - ・ プロジェクト要請書
  - ・ プロジェクト各種報告書（月報、業務計画書）
  - ・ プロジェクト各種合意文書（R/D、M/M 等）
  - ・ プロジェクト基本計画策定調査報告書（案）（2021 年）
- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・ セネガル国南東部・カザマンス地域稲作を中心とした農業・栄養に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000045443.html>)
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」
  - イ) 提供依頼メール
    - ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
    - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。  
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な



な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上